



写真2 大会長講演

事業者が民事上の損害賠償責任を問われる事例もあり、メンタルヘルス対策を企業経営上の重要課題とする認識が定着してきた。1999年9月に「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」が発出され、その後、様々な訴訟事例を通じて業務災害の考え方について議論が行われ、労災認定基準の見直しが行われている。2021年12月より精神障害の認定基準に関する専門検討会が開催され、「業務上疾病に関する医学的知見の収集に関する調査研究（ストレス評価に関する調査研究）」を参考に職場の心理的負荷評価表の見直しが検討されている。

② 招待講演「Regulating work health and safety and digital labour platforms in Australia: The example of food deliverers. (オーストラリアにおけるデジタルプラットフォームに関する安全衛生規制：フードデリバリーの例)」

クイーンズランド工科大学教授の Richard Johnstone 氏より、プラットフォームを介したギグワーカー（本報告ではニューサウスウェールズ州のフードデリバリーワーカー）の健康と安全を法的規制によってどのように保護できるかについての研究が紹介された。オーストラリアにおける先進的な法制度、そこに内在する課題、展望が述べられた。

③ 特別講演「副業・兼業をめぐる2020年労災保険法改正についてー比較法的観点からみた評価と今後の課題ー」

(独)労働政策研究・研修機構主任研究員の山本陽大氏より、2020年9月施行の複数就業労働

者にかかる労災保険法改正について、ドイツ・フランス・アメリカの法制と比較しながら説明が行われた。副業・兼業を行う労働者が異なる会社間を移動中に災害が生じた場合、移動の終点となる事業場の通勤災害として取り扱われることになり、これは従来から国際標準に合致していたと言える。労災保険給付の算定に際し、複数の就業先の賃金を合算した額を基礎とする（賃金合算）という点で国際標準に合致する。ただし、自営業収入が含まれている場合は、特別加入している場合に限り合算対象とすることで、フランス法に近い法政策を採用したものと評価できる。また、非災害発生事業場の将来の保険料へ直接影響しない点については国際標準に合致する。副業・兼業を行う労働者に生じた災害（特に脳・心臓疾患や精神障害）について、個別の就業負荷との間の因果関係は肯定できないが、総合評価した場合にはこれを肯定できる場合、全ての使用者の下でのリスクを合算し、かつ最終的にはいずれの使用者の将来の保険料にも影響しない保険給付を認める点ではフランスが比較的近い法制である。ただし、諸外国同様、フランスでも脳・心臓疾患や精神障害は、そもそも職業病リストの対象外である。2020年改正による複数業務要因災害の創設は、メンバーシップ型雇用社会における労災保険制度を前提として我が国固有の法制と評価できる。最後に、我が国では労基署の人員体制が希薄で、これを強化する必要があるなどの課題が挙げられた。

④ 教育講演1「人的リスク管理学 ～性格傾向と事例別の対応方針～」

医学的に配慮が必要な労働者に対して、企業としては真摯に寄り添う必要がある一方で、厳正な対応を求められる場合があり、その峻別は実務的に困難な場合が多い。この問題を考える際は、医学的見地のみならず、労働法的視点からの検討を行う必要がある。本講演では、使用者側で労働問題に取り組む弁護士の倉重公太郎氏から、採用時、メンタル疾患の兆候発生時、休職中、リワークプログラム・リハビリ出勤中、復職可否判定時、退職時、労災・訴訟対応など、企業人事のフェーズごとに、性格傾向を踏まえたあるべき対応を整理して報告された。各フ